

**淡路市介護予防・日常生活支援総合事業における
第1号通所事業(通所型サービス)
通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス
重要事項説明書**

事業所は淡路市の指定を受けています。
第1号通所事業(通所型サービス)
(淡路市指定 第2871600132号)

事業者は利用者に対して、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(通所型サービス):通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 千鳥会
- (2) 法人所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4
- (3) 電話番号 (0799)62-5100
- (4) 代表者氏名 笠谷 享代
- (5) 設立年月日 平成4年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根 3階建
- (2) 建物の延べ床面積 2,595.08㎡
- (3) 施設の周辺環境

平成10年4月に開通した明石海峡大橋を渡れば、淡路島の中央にあります。当ホームは、その山岳の一部にアメニティタウン21として開発されたところで、東は大阪湾、西は播磨灘を一望におさめる抜群の環境を誇ります。緑に囲まれた施設は、まさに高齢者の憩いの館です。

(4)事業所の種類

淡路市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(通所型サービス)

- ・通所介護相当サービス 平成30年4月1日指定
 - ・緩和した基準による通所サービス 平成29年4月1日指定
- 淡路市2871600132号

※事業所は特別養護老人ホーム千鳥会ゴールドに併設されています。

- (5) 事業所の名称 津名デイサービスセンター
- (6) 事業所の所在地 兵庫県淡路市大町畑字丈尺597番地4

交通機関 津名一宮インターから車で約5分

淡路交通バス鮎原線 大町小学校前バス停から徒歩約7分

(7) 電話番号及びFAX 番号 電話番号 (0799)62-5100

FAX 番号 (0799)62-5530

(8) 事業所長(管理者)氏名 笠谷 享代

事業所の運営方針

- 居宅サービス計画に基づき、要支援者の心身の特性を踏まえて、入浴、排泄、食事の支援、相談及び援助、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、生活支援を重視したサービスを提供する。
- 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村保険者、地域包括支援センター、他の介護保険事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(9) 開設(サービス開始)年月日

淡路市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(通所型サービス):
通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス
平成29年4月1日～

(10) 事業所が行っている他の業務

事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ①[指定介護老人福祉施設] 平成4年5月1日指定 兵庫県2871600157号
- ②[指定短期入所生活介護事業所]平成12年4月1日指定 兵庫県2871600157号
- ③[指定通所介護事業所] 平成12年4月1日指定 兵庫県2871600132号

(11) 通常の事業の実施地域 淡路市

(12) 営業日及び営業時間

	総合事業通所介護
営業日	月・火・水・木・金・土 (12月31日～1月3日は除く)
定休日	日・12/31～1/3

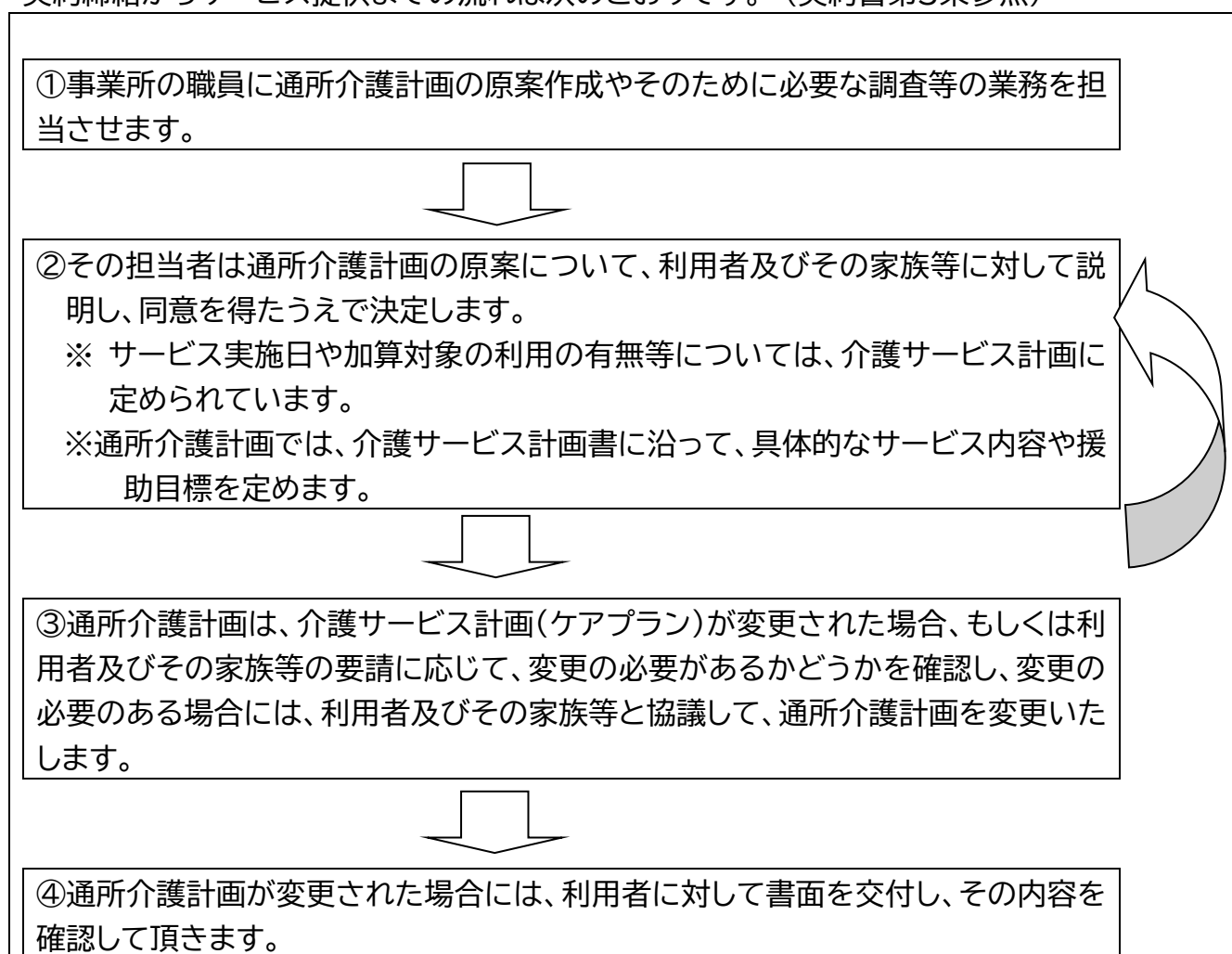
サービス 提供時間帯	月・火・水・木・金・土 9時45分～16時00分
営業時間	月～土 8:30～17:30

(10) 利用定員 (通所介護と併せて) 50 人

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護サービス計画(ケアプラン)」がある場合には、それに沿って通所介護計画を作成します。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。(契約書第3条参照)



4. 職員の配置状況

職種	総合事業通所介護(介護保険通所介護と兼務)	
	配置人員	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1名	1名

2. 生活相談員	1名	1名
3. 介護職員	10名以上	10名以上
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名

事業所では、利用者に対して淡路市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(通所型サービス):通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス及び指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

常勤換算:職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務時間〉

職種	総合事業通所介護(介護保険通所介護と兼務)
1. 生活相談員	8:30~17:30
2. 介護職員	8:30~17:30 ☆原則として職員1名あたり 利用者5名のお世話をいたします。
3. 看護職員	8:30~17:30
4. 機能訓練指導員	9:00~16:00 : 9:30~16:30

〈配置職員の職種〉

生活相談員	・・・常に利用者の心身状況その置かれている環境等の把握に努め、利用者または家族様の日常生活上の相談に応じます。
介護職員	・・・利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
看護職員	・・・主に利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	・・・利用者の機能訓練を担当します。

5. 事業所が提供するサービスと利用料

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

淡路市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業(通所型サービス):通所介護相当サービス・緩和した基準による通所サービス

また、それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

(i)〈サービスの概要〉

☆共通的サービス

- ・ 契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な支援を行います。

① 食事の支援(ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。)

- ・ 食事の準備、支援を行います。
- ・ 事業所では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

(食事時間) 昼食 12:00

②送迎サービス

希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

③健康管理

看護職員が、健康管理を行います。

(ii)〈サービス利用頻度〉

☆利用する曜日や内容等については、介護サービス計画に沿いながら、利用者と協議の上決定し、介護予防通所介護計画に定めます。

☆但し、利用者の状態の変化、介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ必要に応じて変更することがあります。

(iii)〈サービス利用料金(1月あたり)〉(契約書第8条参照)

利用者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要支援度に応じて異なります。)

《表－1参照》

- ①要支援度別の自己負担金額に利用された加算金額を足したものが1月当たりの利用者の負担金額になります。
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
- ③利用者に介護保険料の未納がある場合の自己負担額については、《表－1》と異なることがあります。

料金表 《表－1》

基本部分:介護予防通所介護相当(現行相当サービス)

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	4,360円(1回) (1月の提供回数4回まで)	436円	872円	1,308円
事業対象者 要支援1	17,980円(1月) (1月の提供回数5回以上)	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	4,470円(1回) (1月の提供回数8回まで)	447円	894円	1,341円
事業対象者 要支援2	36,210円(1月) (1月の提供回数9回以上)	3,621円	7,242円	10,863円

加算(要支援1)	1割	2割	3割
介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 880円(月) 介護福祉士70%以上または勤続10年以上介護福祉士 25%以上	88円	176円	264円
科学的介護推進体制加算 400円(月) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状 況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報 を、LIFEを用いて厚生労働省に提出していること。必要 に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に 当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効 に提供するために必要な情報を活用していること。	40円	80円	120円

(月額加算)介護職員等処遇改善加算Ⅰ口 [介護報酬(自己負担)+加算金額]×12%
(1円未満四捨五入)

加算(要支援2)	1割	2割	3割
介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1,760円 介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 (月)	176円	352円	528円
科学的介護推進体制加算 400円 (月) 利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状 況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報 を、LIFE を用いて厚生労働省に提出していること。必要 に応じて通所介護計画を見直すなど、サービスの提供に 当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に 提供するために必要な情報を活用していること。	40円	80円	120円
(月額加算)介護職員等処遇改善加算Ⅰ口 [介護報酬(自己負担)+加算金額]×12% (1円未満四捨五入)			

食事代(おやつ代含む):1食	800円
----------------	------

基本部分:緩和した基準による通所サービス

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	3,710円(1回) (1月の提供回数4回まで)	371円	742円	1,113円
事業対象者 要支援1	14,200円(1月) (1月の提供回数5回以上)	1,527円	3,054円	4,581円
事業対象者 要支援2	3,360円(1回) (1月の提供回数8回まで)	380円	760円	1,140円
事業対象者 要支援2	29,110円(1月) (1月の提供回数9回以上)	3,075円	6,150円	9,225円

加算(要支援1)	1割	2割	3割
介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護福祉士 70%以上または勤続 10 年以上介護福祉 士 25%以上 (月)	88円	176円	264円

(月額加算)介護職員等処遇改善加算Ⅰ口

[介護報酬(自己負担)+加算金額]×12% (1円未満四捨五入)

加算(要支援2)	1割	2割	3割
介護従事者の専門性のキャリアに着目した評価加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護福祉士70%以上または勤続10年以上介護福祉士25%以上(月)	176円	352円	528円
(月額加算)介護職員等処遇改善加算Ⅰ口 [介護報酬(自己負担)+加算金額]×12% (1円未満四捨五入)			

食事代(おやつ代含む):1食	800円
----------------	------

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(i)〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えている介護予防通所介護サービスの利用

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合にはサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額(自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。)が必要となります。

② 複写物の交付

利用者が、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分を負担頂きます。

1枚につき 10円 (ただし、A3は20円)

③ 食費

料金:1食あたり 800円 (おやつ代含む)

④ レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。ほとんどのものについては無料ですが、制作物の材料代などにつきましては実費を負担頂きます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担して頂くことが適当であるものにかかる費用を負担頂きます。

おむつ代(実費相当額) 理美容代(実費相当額)

* 介護保険の給付対象とならないサービスに係わる利用料金については、経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前(1ヶ月前)に変更の内容と事由についてご説明します。

(3) 利用料金のお支払方法(契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は 1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月 25 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

①利用者、家族の指定口座からの自動引き落とし。(手数料は事業所負担)

取扱い銀行「淡路信用金庫」「淡路信用組合」「JA 淡路日の出」「ゆうちょ銀行」

②下記指定口座への振込。(手数料は利用者負担)

○淡路信用金庫(1691)志筑支店(004) 普通預金

口座番号 0269501

口座名義 社会福祉法人 千鳥会 津名デイサービスセンター 総施設長 笠谷享代

○ゆうちょ銀行

記号-14930 番号-52399911

③施設窓口または送迎時に現金支払い

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業所に申し出て下さい。

○月のサービス利用日や回数については、利用者の状態の変化、介護サービス計画に位置付けられた目標の達成度等踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

○利用者の体調不良や状態の改善等により、介護サービス計画に定められた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

○利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、通所介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業所と調整の上、介護サービス計画の変更又は要支援認定申請の援助等必要な支援を行います。

○月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

1 月途中で要介護から要支援に変更となった場合

2 月途中で要支援から要介護に変更となった場合

3 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

○月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示し協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、身の回りの品以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 事業所・設備の使用上の注意(契約書第4章第 13 条参照)

1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとします。

3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業所との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(3)利用者の禁止行為(契約書第 4 章第 14 条参照)

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

1 決められた場所以外での喫煙

2 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかける事

3 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

8. 損害賠償について(契約書第 15 条、第 16 条参照)

(1)事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者側に故意又は過失が認められる場合に、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときには、損害賠償責任を減じる場合があります。事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行します。

(2)事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

1 利用者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

2 利用者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

3 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

4 利用者が、事業所もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

9. 非常災害対策

事業所は、事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画を作成し、年に1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

10. サービス提供における事業所の義務(契約書第11条、第12条参照)

事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- 1 事業所及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
- 2 事業所は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業所及びサービス従事者は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身等の状況、緊急やむを得ない理由等について予めご利用者へ説明し、同意を得るものとします。
- 4 ご利用者に対する感染症対策及び食中毒の発生やまん延を防ぐため、感染症対策委員会を定期的に行い、職員へ周知徹底、感染症対策指針を作成し、職員への研修を定期的に行うものとします。
- 5 ご利用者に対する事故発生・再発防止のための措置として、事故発生時の対応等の指針を整備し、事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。
- 6 事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、5年間保管すると共に利用者の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。但し、利用者は、重要事項説明書記載のコピー代を複写費用として支払います。
- 7 事業所は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。
- 8 事業所及びサービス従事者は、個人情報の保護に関する法律並びに「個人情報保護に関する基本方針(プライバシーポリシー)」に基づき、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。また、利用目的を明確にし、取り扱うものとします。

9 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します

10 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 守秘義務等(契約書第 12 条参照)

1 事業所及びサービス従事者または従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業所は、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に拘らず、利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の同意を得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

12. 利用者の義務、利用者の事業所利用上の注意義務等(契約書第 13 条参照)

1 利用者は、事業所の施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

13.利用者の禁止行為(契約書第14条参照)

利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかける事
- 3 サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすようなハラスメント、宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- 4 その他決められた(※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など)以外の物の持ち込み

14.契約の終了(契約書 18 条～21 条参照)

1利用者は、以下の各号に基づく契約の終了(その場合は、1 ヶ月以上の期間を置き、理由を通知します)がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

(1)事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合

(2)施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

(3)事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

(4)第19条から第21条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

3次の自由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1)利用者が介護保険施設に入所した場合

(2)利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

(3)利用者が死亡した場合

(利用者からの中途解約)

1利用者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。

(1)第10条第3項により本契約を解約する場合

3利用者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

(1)利用者が入院した場合

(2)利用者に係る介護サービス計画(ケアプラン)が変更された場合

(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合

2 事業者もしくはサービス従事者が第12条に定める守秘義務に違反した場合

3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

4 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合は、1ヶ月以上の期間を置き、理由を通知します。

1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

2 利用者による、第8条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

3 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は、利用者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

4 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

5 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律(兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号)に基づき利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合、又は施設をその事務所 その他の活動の拠点に供した場合

6 ご利用者またはその後家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、ご利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合

15. 虐待の防止について

事業所において、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

16. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者	〔氏名〕 瀬川 理恵 〔職名〕 生活相談員 受付時間 8:30～17:30 月～土
○第三者委員名	〔氏名〕 川端 英樹 〔職名〕 評議員 連絡先 TEL(0799)62-3206 受付時間 9:00～17:00 月～金
○第三者委員名	〔氏名〕 仲野 和美 〔職名〕 評議員 連絡先 TEL(0799)65-0055 受付時間 9:00～17:00 月～金
○苦情解決責任者	〔氏名〕 笠谷 享代 〔職名〕 総施設長

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2)行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078)332-5617 FAX番号 (078)332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金
○淡路市役所健康福祉部 地域福祉課	所在地 淡路市生穂新島8番地 電話番号 (0799)64-0001 FAX番号 (0799)64-2529 受付時間 8:30~17:15 月~金
○兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2丁目 1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078)242-6868 FAX番号 (078)271-1709 受付時間 10:00~16:00 月~金

17.身元引受人

身元引受人をご指定下さい。身元引受人の主な責任は以下の通りです。

なお、身元引受人は、民法(債権法)に定める保証人としての責務を負います。

① 重要事項説明書各事項のほか、以下の各項目に従い債務を保証

保証人は、本契約から生じるご利用者の債務を負担するものとする。

1) 前項の保証人の極度額は、通所介護(デイサービス)30万円を限度とする。

2) 保証人の請求があった時は、事業所は保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

② 入院等に関する手続き、費用負担

③ 契約終了後のご利用者受け入れ先の確保

④ ご利用者が死亡した場合のご遺体及び残置物の引取り等

⑤ 面談、その他ご利用者に関して必要と思われる事項

※身元引受人が役割を果たせなくなった場合には、新たな身元引受人を立てて頂きます。

18.重要事項の変更について

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合には、ご利用者にその内容を文書で通知し、口頭で説明及び同意を得るものとします。都度ご報告させていただきます。

西暦 年 月 日 場所

通所介護サービスの提供に際し、本書面に基づき本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行い、交付しました。

事業者 社会福祉法人 千鳥会 津名デイサービスセンター

「説明者」職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の交付及び説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意しました。

『利用者(契約者)』

住所

氏名

印

私は、契約者が事業者から重要事項の交付及び説明を受け、通所介護サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

☐署名代行者 ☐身元引受人

住所

氏名

印

(利用者との関係)

☐立会人(署名代行した場合は、立会人)

住所

氏名

印

(利用者との関係)